



(第1面)

産業廃棄物処分業許可申請書

令和 6年 6月 17日

(あて先) 浜松市長



申請者

住 所 静岡県浜松市中央区和光町505番地の1

氏 名 株式会社 エムエスケイ

代表取締役 橋本 茂昌

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 053-486-0746

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)を記載すること。)</p>	<p>事業の区分(中間処分) 圧縮: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず 以上5種類 切断: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上7種類 破碎: 廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、がれき類 以上7種類</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 静岡県浜松市中央区和光町505番地の1 電話番号053-486-0746 事業場 電話番号</p>
<p>事業の用に供するすべての施設(施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)を記載すること。)</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	

(日本工業規格 A列4番)

〒431-0201 浜松市中央区篠原町22478

行政書士 平岡 康弘

TEL <053> 449-2310

FAX <053> 449-2318

